

建設産業委員会 会議録（要点筆記）

令和3年12月14日

午前 9時30分 開会

午前11時05分 閉会

場所：委員会室

○沢田清建設産業委員長

ただ今から、建設産業委員会を開会します。議事を行います。議案第76号「令和3年度半田市一般会計補正予算第7号中当委員会に分割付託された案件」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○河合信二経済課長

議案第76号令和3年度半田市一般会計補正予算第7号中、経済課が所管する補正予算について、補足説明を行います。議案書の34、35頁をお願いします。また、本日追加でお配りしている経済課補足説明資料も参考にご覧ください。

それでは、議案書で、3歳出、中段の表6款1項商工費、2目商工振興費の100万円の追加は、説明欄0201商工業振興事業18節負担金補助及び交付金の、移住者就業企業促進事業費補助金です。これは、東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処することを目的に東京23区に在住または東京圏から東京23区へ通勤しているものが東京圏以外へ移住を行い、新たな仕事に就いた場合に、経済的な負担軽減を図るため、国が創設した補助事業を活用し、半田市に移住をした方に、補助金を支給するものです。この事業は令和元年度から実施していますが、これまで補助金の対象となる方はいませんでした。今回コロナを受けて、自己の意志で移住した後も、テレワークにより移住前の業務、仕事を継続する場合は、令和3年度から新たに補助金の対象となりました。今回追加されたテレワークの条件に該当する方が、東京都から半田市に転入移住され、補助の対象となることから、補正予算を計上したものです。なお、補助金の額は、2人以上の世帯の場合が100万円、単身者の場合は60万円であり、今回は1世帯が移住したものです。

次に、議案書の10、11ページをお願いします。2歳入、上段の表、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、1節商工費補助金、説明欄、13首都圏人材確保支援事業費補助金の75万円の追加は、先ほど歳出で説明した、移住者就業企業促進事業費補助金に対する県の補助金です。以上です。

○竹内正観光課長

次に、議案第76号令和3年度半田市一般会計補正予算第7号中観光課が所管する事項について補足説明します。議案書の34、35頁の一番下の欄、及び本日お配りした補足説明資料の資料1をお願いします。6款商工費、1項商工費、4目観光費の観光振興事業における、物産品等オンライン販売促進業務委託料の1,440万円の追加は、国の地方創生臨時交付金事業者支援分を活用し、本市の観光土産品や特産品等を取扱うECサイトを新たに開設し、オンラインによる販売促進キャンペーンを実施するものです。ウィズコロナ、アフターコロナにおける、市内事業者支援として、販路拡大や新規顧客の獲得や売り上げの向上を図るだけでなく、半田市の魅力の発信と、キャンペーン後の半田市への来訪を促すことを目的としています。資料1、項番1をお願いします。事業の概要については、市内の事業者100店舗、300アイテム程度のオンライン販売半田市特設サイトを、令和4年2月7日に開設する予定です。この特設サイトにおいて、通常価格の70%相当のお値打ち価格で商品を販売するキャンペーンを2月7日から3月20日までの間、1週間ごとに経路を開示し、さらに購入者の中から抽選で景品をプレゼントすることでオンライン販売の促進を図ります。また、参加事業者のフォローアップとして、販売促進やリピーター獲得のためのツール作成や、サイト掲載商品の写真撮影、オンライン販売に初めて参加する事業者への、個別相談なども併せて行います。項番2、本事業の委託先は、特定非営利活動法人半田市観光協会を予定しております。項番3、今後のスケジュールは、12月補正予算議決後業務委託契約を締結し、特設サイトの制作に取り掛かります。参加事業者の募集は、12月22日以降に各種媒体を通じて実施し、参加受付は1月4日から実施します。またサイト公開前には、チラシの新聞折込 Web 広告等により販売促進キャンペーンを実施します。項番4、事業費は、企画調整費、事業者フォローアップ費、システム運用、広報PR費、販売支援費を含め、1,439万9千290円を予定しています。なお、本事業のスケジュール、費用内訳などについては、事業の制度設計の制度が進んだことに伴い、11月30日開催の半田市議会全員協議会での説明資料より若干の変更があります。次に議案書36、37ページ最上欄及び、本日配布した補足説明資料2をご覧ください。6款商工費、1項商工費、4目観光費の観光振興事業における、貸切バス事業者運行緊急支援金の320万円の追加は、国の地方創生臨時交付金事業者支援分を活用し、新型コロナウイルス感染者の拡大に起因して、経営状況に著しい影響を受けた貸切バス事業者を支援するものです。コロナ禍の厳しい状況においても、観光事業者として貸切バス事業の継続に努めてきた事業者に対して、支援金を交付するもので、同事業者の、今後の安定した事業継続を目的としています。資料2の項番1、事業の概要は、支援金の申請受付時期は令和3年12月20日から令和4年1月28日を予定しており、事業費は、320

万円を予定しています。項番 2、主な支援対象事業者の要件は、市内に本社を有し、かつ市税の滞納がなく、現在、休業又は廃業しておらず、今後も事業継続をする意思を有している業者であること、新型コロナウイルス感染症の影響が全くなかった平成 30 年度と令和 2 年度の貸切バス事業の売り上げと比較して、3 割以上の減少がある事業者であることを条件としています。項番 3 支援金の額は、運輸局の許可を受け登録する車両のうち、市内の営業所が保有する車両に対し、大型中型の貸切バス 1 台あたり 15 万円、小型マイクロバスの貸切バス 1 台あたり 10 万円を交付するものです。次に、同じく議案書 36、37 頁の最上欄の 2 つ目、及び本日お配りした補足説明用の資料 3 をお願いします。6 款商工費、1 項商工費、4 目観光費、半田赤レンガ建物管理運営事業における、閉館要請に伴う損失補填金の 85 万 5 千円の追加は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、昨年度半田市の指示により半田赤レンガ建物を閉館させたことに対して、閉館期間における利用料金収入がなくなり、指定管理者に損失が発生したため、その一部を補填するものです。資料 3 の項番 1、補填に関する半田市の考え方は、①補填の対象期間は、実際に施設を閉館した令和 2 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間とします。②補填の対象範囲は、閉館期間の利用料金無収入の影響による損失とします。③施設へ移管に伴う損失に対する半田市の責任については、市の指示に基づき、施設へ移管したことに伴う損失については、一義的には市に責任がありますが、国、県の緊急事態宣言が発令された時期においては、社会的要請による面もあるとして、指定管理者との交渉においては補填額の減額を求めて協議しました。協議の結果、項番 2、損失補填額として、令和 2 年度指定管理者、株式会社トヨタエンタプライズに対して、85 万 4,500 円を支払うこととします。金額の算出内容は、閉館期間の損失額、385 万 9 千円を基礎額とし、そこから消耗品費や保険料などの年間を通じてかかる性質の管理費を、平坦したことによる削減分と、補助調整助成金を使用した場合の人件費相当額を削減可能だったとして、215 万円を控除し、算出された 170 万 9 千円をさらに折半した額としています。なお、今後の流れは、12 月補正の議決後、指定管理者と本補填に関して合意書を取り交わし、その後支払います。以上です。

○奥田陽一市街地整備課長

次に、議案第 76 号令和 3 年度半田市一般会計補正予算第 7 号のうち、市街地整備課所管分について、補足説明します。歳入歳出予算の補正について、歳出から説明します。議案書の 40、41 頁をお願いします。上から 2 つ目の枠 7 款土木費 5 項都市計画比 2 目土地区画整理費 7,155 万 6 千円の減額は、職員給等が、48 万 4 千円の増額で、これは職員の新陳代謝等によるものです。その下、27 節繰出金、乙川中部土地区

画整理事業特別会計繰出金 7036 万 9 千円の減額は、令和 2 年度に繰り越して実施した事業の清算、及び人件費の変動により一般会計からの繰り出し金を減額するもの、並びに JR 半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 167 万 1 千円の減額は、建物の移転計画に変更が生じたことにより、区画整理工事などを行うこととしたことによるもの、及び人件費の変動により一般会計からの繰り出し金を減額するものです。以上です。

○沢田清委員長

説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○山本半治委員

貸切バス支援事業について、半田市内で実際に貸切バスの事業者は何件ありますか。

○竹内正観光課長

中部運輸局で、確認したところ、知多乗合、ナンバーワンレンタカー、衣浦ポートサービスの 3 社です。

○山本半治委員

実際には台数はかなりの台数があると思いますが、どのように台数を想定して予算を組みましたか。

○竹内正観光課長

各事業者に種別台数の聞き取りをして、支援金の合計金額を算出しています。

○水野尚美委員

貸切バスの大型中型が 15 万円小型は 10 万円の支援ということですが、額の根拠は何ですか。

○竹内正観光課長

全国の例を見て、ばらつきはありますが、概ねこの金額が多かったため、半田市としてはこの額で行きたいと考えています。

○水野尚美委員

保有台数で積算していますが、稼働台数で積算しないのはなぜですか。

○竹内正観光課長

全国的な例を見た中で、保有台数で積算している例が多く、基本的には稼働しない車両を保有することはなく、保有台数と稼働台数は変わらないと考えたためです。

保有するバスがすべて稼働しているかどうかの確認はしていませんが、車検をとって稼働できる状況にあれば、企業なので余分なバスを保有するのは、税金、維持費もかかることから、通常は手放すと考えています。稼働という定義をどうするかは曖昧であり、例えば、現在仕事がないため、動かしていない可能性もありますので、今後も事業を継続していく意思があるなら、ローテーションをするうえで必要とされている車両であれば、支援金を交付したいと考えています。

○新美保博委員

バスの業者は、保有台数分の支援があれば満足すると考えていますか。

○竹内正観光課長

貸切バス事業者が痛んでいるのは周知の事実であり、支援方法はたくさんあると思います。計算方法を、別途作る方法もあるかと思いますが、結局あまり複雑な制度にすると、必要な書類を整えるなど、いろんな手続きが必要となる中で、保有台数が多ければ、痛みも大きいので、一番単純なやり方ですが、全国的に一般的にやられている方なので、この方法で行いたいと考えています。ただ収益が前年度比 3 割以上減の事業者を対象としており、実際知多バスは、80%ほど減っていますが、他の業者は、決算書まで取り寄せているわけではないので、衣浦ポートサービスのよう、船会社が顧客のように事業者だと、少し状況は分かりませんが、そういったところで 3 割以上減少していない場合もありますが、一応 3 割以上減少している事業者には、傷んでいるということで、保有する台数に応じた支援金を交付するように制度を作っています。

○新美保博委員

それはどこの貸切バス事業者であってもこのコロナの影響で傷んでいますので、支援をあげたいので、考え方はそれでよいと思いますが、他の事業の事業者からすれば不公平感があると思います。そのため、一層明確な説明が求められます。また、国からの補助で行う事業も、税金が財源です。それを前提に話をすると説明が足りないのではないかと思います。

○竹内正観光課長

国土交通省は今回のコロナ関係の臨時交付金の予算がついた段階で、各市町に、臨時交付金ですが、交通事業者が非常に傷んでいるので、配慮してほしいという趣旨の通知が来ております。その中で、貸切バスは観光課が予算計上しましたが、防災交通課では、タクシーを予算計上しており、歩調を合わせてほかの交通事業者も支援していますので、今回は非常に傷んでいる交通事業者に直接的な支援を行うという形で当局としては考えています。

○新美保博委員

3割以上傷んでいるとするならば、3割以上傷んでいる証拠を出してもらわないと、コロナの影響を受けていない車両もコロナの影響として計上されてしまう可能性があります。そこをきっちりとしたお金の出し方をしなければ、コロナが終息した後に何兆円というお金が借金として残っていくこととなります。それをあの時あれだけ使ってしまったよかったのかという話になったときに説明ができるよう、保有台数のうち何台分が3割以上傷んでいるのかが分かる書類が残っていないと、大まかな金額ではいけないと思います。もっと精査して計上するべきだと思いますがいかがですか。

○竹内正観光課長

当然台数は車検証等の提出で確認をします。売上げも決算書を提出してもらい、確認をしますので、要件にあっていることをきちんと確認をしたうえで行います。委員がおっしゃっているのは、そこも事前に確認をしておくべきではないかということでしょうか。

○新美保博委員

予算は概算でとり、後で清算をするという理解でよろしかったでしょうか。

○竹内正観光課長

補助金や支援金などの直接的な現金の支援は、見込額は立てていますが、まだ3社なので実際事前に決算書を取り寄せれば、確定的な数字が出てきます。しかし、現段階では、不特定多数の業者を対象にするときは、はっきりした金額が分からないので、残ったら残ったで、その予算の執行はなくなりますので、不用額が出れば残ります。

○竹内功治委員

販売物産品等オンライン販売促進事業について、通常価格の70%の価格での販売で

すが、商品・景品のプレゼントというサービスは悪くないと思いますが、キャンペーンの広報はどのように行いますか。また、テレビや動画サイトを含めたマスコミの活用も必要かと思いますが、委託先に観光協会を選んだのはなぜですか。

○竹内正観光課長

観光協会は、今年度観光協会が国から直接公金をもらった自主事業の採択を受けて、半田の醸造文化ファン化プロジェクトというのに取り組んでいます。その一つに「うまいの根っこ」という EC サイトも立ち上げてやっています、サイト自体を構築するノウハウはもっていると思います。また参加店を募集するにあたって、その店舗についてよく知らないといけないので、短時間で行うのであれば、地域になじみのある観光協会が最適だと考えています。また市と商工会議所と観光協会で、この事業を立ち上げる前の制度設計をプロジェクトチームで協議をしていますので、そういった連携においても観光協会が最適だと考えています。

マスコミの活用については、当然新聞に取り上げてもらえるよう呼び掛けていきますし、テレビが取り上げてくれるかは、たしかに見込はありませんが、積極的に売り込んでいければと考えています。

○竹内功治委員

ちょっと今回の質問と若干ずれるかもしれませんが、「うまいの根っこ」はうまくいっているのでしょうか。うまくいっているということであれば安心ですが、いかがでしょうか。

○竹内正観光課長

割引キャンペーン等をやっているわけではないので、大きな話題になったということは確かに今までないですが、楽天のようなモール型ではありませんが、モール型にみせられるような仕組みができますので、そういった中でやっていければと思っています。

○竹内功治委員

いろいろご説明いただいたので少し安心しました。キャンペーン後に半田市への来訪を促す目的もあるとのことですが、例えば、購入者には半田市に来たらこういう施設の観覧料の割引があるとか、来訪したら何かプレゼントがあるとか、そういった来訪を促すための仕掛けは何か考えていらっしゃいますか。

○竹内正観光課長

割引の特典までは頭になかったので、赤レンガや新美南吉記念館などの施設の割引は検討したいなという風に思います。

○山本半治委員

取扱商品の中で、観光土産品とはどういったものを指すのですか。

○竹内正観光課長

大手の会社の商品を仕入れて売っているだけのものではなく、その店のオリジナル商品であれば、観光土産品の範疇に入ります。

○水野尚美委員

新規就農者の販路として生産品を出品することは可能でしょうか。

○竹内正観光課長

発送に耐えるもので、半田市で生産された農畜産物であれば問題ありません。

○水野尚美委員

農産物は季節によって変わってしまいますが、対応はどのようにしていただけるのでしょうか。

○竹内正観光課長

今回の国の交付金を使うキャンペーンは、1か月強ほどの期間なので、その期間に供給できるものに限られます。

○水野尚美委員

1か月という期間はしっかりと広報されて、これから参入していく方にも届くということでよろしいでしょうか。

○竹内正観光課長

会議所の会員の方には、会議所月報に折り込みますし、観光協会の会員の方には、観光協会から郵送でお知らせします。畜産関係の方には、農務担当と調整して広報の仕方を検討します。また不特定多数の皆様に向けての周知は当然ホームページ等で行いますし、新聞等にも掲載してもらえよう依頼し、情報が届くとよいと思います。

○中村和也委員

出品物に不適切なものが出てくる可能性もあると思いますが、審査や査定はどこでされるのでしょうか。

○竹内正観光課長

サイトに載せる商品を出してもらう段階で、受託者である観光協会や、半田商工会議所、観光課で判断します。

○中村和也委員

移住者の補助金の件ですが、国と県と市で協働して支援していくということですが、確認ですが、半田市は今回25万円の補助を出すということによろしいでしょうか。

○河合信二経済課長

はい。半田市からの一般財源は25万円です。

○中村和也委員

半田市が認定して補助金の支給対象として決定したのでしょうか。

○河合信二経済課長

現在まだ申請をいただいておりませんので、補助金が確定し次第、申請をいただき、認定をしております。申請書をいただいたら、県に書類を提出し、県から交付決定を受け、申請者に半田市から交付決定通知を送付し、補助金を交付します。

○中村和也委員

対象者の条件の中で、移住前の業務を継続するとありますが、テレワークを行う方に対する補助金ということで、コロナが終息した場合に、東京に戻ってしまう可能性があります。決定する条件には住民票の異動などがあるのか、こういった条件があるのかをお聞かせください。

○河合信二経済課長

住民登録、移住前の市町村の除籍証明、また勤務先については、勤務証明書などを提出していただき、対象であることを確認します。また、5年間半田市に居住していただければ100万円を返還する必要はありませんが、3年未満だと全額、3年を超えて5年未満だと半額返還していただくことになります。あらかじめ、移住者の方に、5年間継続して定住

していただくことが条件だということをお伝えし、補助金の申請には十分注意していただくようなことを十分説明しております。

○中川健一副委員長

全体的なこと、今回観光バスや、物産品のオンライン販売に手当をするなど、コロナ対策で様々な政策を打ち出していますが、そのほかに経済関係でフォローしなければならないことはないのでしょうか。今回で、厳しいところにはとりあえず手当ができてきているという考えでよろしかったでしょうか。

○出口久浩市民経済部長

現時点でコロナ禍においては、ほぼほぼ対応できていると考えています。ただ、今後もコロナ禍が続きますので、対応していきたいと考えています。

○中川健一副委員長

私が飲食店等を回って思うのは、デジタル化に対応できている店舗はよいですが、年配の夫婦でやっている喫茶店など、デジタル化に対応できていない店舗は、取り残されているのではないかと分析していますが、いかがでしょうか。

○出口久浩市民経済部長

デジタル化に対応できていない一部の店舗には支援が行き届いていないことは事実だと思いますが、市民経済部でその店舗の把握ができていません。また、今回地域振興券をやらせていただく中で、ほとんどの事業者に手を挙げていただいたという風に認識しています。その中では、敢えて登録していない事業者もありますが、申請の仕方が分からない方が窓口に来られた時には、相当の件数対応した自負もありますので、地域振興券についてはそういった方々にも行きわたったのではないかと思います。

○中川健一副委員長

地域振興券については、過去の経済学的な過去の検証では、地域振興券で配っても現金で配っても経済効果は変わらないということが分かっていますし、たとえ現金で配ってもそのうち消費に回るのが10%~20%であるということが分かっているため、そんな中で高齢者やデジタル化に対応できていない人たちがどれだけ恩恵を受けれているのかは、私はいまだに疑問に思っています。一度きちっと調査をしていただきたいと思います。

○出口久浩市民経済部長

今後の換金実績を分析して調査していきたいと思います。

○中川健一副委員長

物産品等のオンライン販売については、観光協会に入っていない場合でも同じようにサービスは受けられるのでしょうか。

○竹内正観光課長

今回のサービスを受けるために観光協会に入らなければならないというようなことは全くありません。

○中川健一副委員長

実際は、観光協会に入っていないから頼みづらいとか、観光協会も観光協会の会員かどうかで、入っている人を優先するのは仕方ないとは思いますが、そうならないような努力をしていただきたいと思います。デジタル化に対応していない方への PR については新聞だけだと読んで終わりになってしまう可能性が高いと思いますので、何か別の対応も必要かと思いますが、何か対応策はありますか。

○竹内正観光課長

今回のように期間が短いと新規参入はなかなか難しいと思っています。来年の話になりますが、財政当局には、来年度も継続して EC サイトを運営していきたいという話はしています。来年度は交付金を使って、3 割引きで販売するようなことはできませんが、サイトに出品する体験のフォローはできます。せっかく作ったのでそのまま 1 年続ける要求はしています。

○中川健一副委員長

移住の関係ですが、やらないよりやった方がいいと思いますが、半田市の全体の移住施策はどのようにやっていて、その中で今回の施策はどのような位置づけになっているのでしょうか。

○河合信二経済課長

移住については、シティプロモーションということで、市全体として取り組んでいるところです。今回の事業は経済課が所管している部分のことだけにはなるのですが、ないよりはあった方がよいということで、これを 1 つのきっかけとして、移住してもらえということで、国の補助も活用させていただける中で、こうした取り組みを実施していきたいと考えています。

○中川健一副委員長

長野県茅野市は、同じように移住者に補助金を出していますが、半田市との違いは、駅前にテレワークがやれるような施設を民間団体と一緒に作り、本格的に移住を促進する取り組みをやっていることです。半田市も本気で東京などから若い人材を呼び寄せたいならば、そういう方たちが働きやすく、住みやすくなるような環境作りも並行して実施するべきだと考えますが、そういった取り組みは具体的に行っているのでしょうか。

○河合信二経済課長

環境づくりというところまで行くと、経済課だけでなく、市全体のことになります。愛知県内では1村を除いてすべての市町村がこの事業を行っていますので、半田市としても取り組んでいくことで整理をしています。ただ、議員がご質問された全体的なテレワークの環境や、半田市として受け入れる体制については、市全体で整理していかなければならないと考えています。

○中川健一副委員長

国や県の補助を受けての施策ということで、反対できない範囲かと思いますが、ただ先ほども言ったようにちゃんとやっているところは、環境づくりも一緒にやっています。例えばクラシティにテレワークができるような施設を民間企業と組んでやったり、名古屋市のようにソフトバンクと組んで学校跡地を仕事ができる環境にしたりしているので、ぜひそう言った取り組みも並行して行ってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○河合信二経済課長

クラシティの活用については、中心市街地の皆様とにぎわいを創出する事業も実施しているところでありますので、その中でそういった受入れのことが出てくれば、検討するに値するのかなと思っていますが、今のところはしっかりと中心市街地の活性化に商業団体の方々も一生懸命取り組んでいただいているところなので、そこを見ていきたいと思っています。

○沢田清委員長

ほかにありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ないようですので、これで質疑を終了します。お諮りします。これより討論を省略し、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから、採決を行います。本案は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。よって 76 号は原案のとおり可決しました。次に議案 77 号令和 3 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○奥田陽一市街地整備課長

続きまして、議案第 77 号令和 3 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号について、補足説明させていただきます。初めに歳出からご説明させていただきます。議案書の 78, 79 頁をお願いします。

3. 歳出 1 款 1 項 1 目乙川中部土地区画整理費 58 万 2000 円の減額は、職員給等で、職員の新陳代謝等によるものであります。次に歳入についてご説明させていただきます。議案書 76, 77 頁をお願いします。2 歳入 3 款繰入金 1 項高池育る宇連金 1 目一般会計繰入金、7,369,000 円の減額は 1 節一般会計繰入金であります。4 款 1 項 1 目繰越金 6978 万 7 千円の追加は 1 節繰越金であります。これは、令和元年度から令和 2 年度に繰り越した区画整理工事及び物件移転補償費におきまして、工事請負費が確定したこと、建物権利者の了解が得られず、物件移転補償の契約ができなかったことなどにより、6978 万 7 千円の繰越明許費が不要となりました。これにより不要となった繰越明許費は、財務会計上、令和 2 年度において、繰り越した目的以外に流用することができず、余剰金として整理されているため、これを処理するのに今回前年度繰越金として新たに 6978 万 7 千円を増額するものであります。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ 58 万 2000 円の減額で収支の均衡を図っております。以上で説明を終わります。

○沢田清委員長

補足説明は終わりました。ご質疑お願いします。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。これより討論を省略し、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。これより採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

ご異議なしと認めます。よって議案第 77 号は原案のとおり可決しました。次に議案第 78 号令和 3 年度半田市 JR 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○奥田陽一市街地整備課長

続きまして、議案第 78 号令和 3 年度半田市 JR 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号について、補足説明させていただきます。歳入歳出予算のほせいについて、初めに歳出からご説明いたします。議案書の 9 4、9 5 頁をお願いします。3 歳出 1 款 1 項 1 目 JR 半田駅前土地区画整理費 1 6 7 万 1 千円の減額は職員給等が 1 6 5 万 6 千円の減額、1 4 節工事請負費区画整理工事が 6 1 6 4 万 5 千円の増額、1 8 節負担金補助及び交付金、水道工事負担金が 1 2 6 5 万 8 千円の減額、2 1 節保障補填及び賠償金物件移転補償費が 4 9 0 0 万 2 千円の減額をするものです。これは職員給等が人事異動の新陳代謝によるもの、及び物件などの移転計画に変更が生じたことにより区画整理工事を行うこととしたためであります。内容についてご説明させていただきます。お手元にお配りした、建設産業委員会資料市街地整備課資料をご覧ください。こちらの資料の 1 頁をお願いします。図面は物件移転補償箇所を示しておりまして、建物な

どの移転においては令和元年度までに原価買収などによる建物移転を終えまして、現在は令和2年9月に仮換地指定を行ったことによる建物移転を実施しております。現時点での繰越を含む令和2年度までのこれら物件移転の補償の契約件数は図面で示しております、濃いグレーの四角枠です。27件で、このうち、鉄道沿線の一部物件については、令和2年度の繰越予算で執行しており、現在は移転の準備などに時間を要しているため、同じ箇所、さらに令和2年度繰越予算にて予定しておりました区画整理工事、資料の3頁をご覧ください。資料の3頁の波線の四角枠、こちらの区画整理工事が、繰越予算でありますので令和3年度内の執行が見込めなくなりました、しかし、この区画整理工事については、当該JR沿線区間を来年度早期に、JR東海が本体工事に着手するのに、本市が側道を整備して明け渡すこととなっているため、新たに今回令和3年度予算として追加計上を繰越を行い、完了を目指したいとするものです。また、物件移転補償については、1頁の物件移転補償箇所に記載してあります図面の白抜き四角枠の令和3年度当初予算物件移転補償件数、21件があります。21件のうち、⑭四角で囲む中に波線で書いてある建物1件について、周辺の地形情報から、区画整理工事の完了前の移転が必要と判明しました。この契約における予算執行については先ほどの令和2年度の繰越予算の区画整理工事固定らが未執行になりますので、この未執行分を流用して対応するため、今回載っている令和3年度の当初予算の物件の費用が不要となりましたので、減額します。これら区画整理工事や、物件移転補償は各年度におきまして、公費の対象事業として執行しているため、補助金の内示に対して満額の交付を受けられるように対応するものです。次に水道工事負担金は、建物などの移転の進捗に伴い、水道事業において、水道事業の施工箇所を見直したことにより減額するものです。資料5ページに水道負担金の箇所を添付しますのでご参照ください。次に歳入について説明します。議案書92、93頁をお願いします。2歳入3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金167万1千円の減額は1節一般会計繰入金で、これは工事請負費が増額するものの保障補填及び賠償金の減額をするもので一般会計からの繰入金を減額するものです。歳入歳出の補正額はそれぞれ167万1千円の減額で、収支の均衡を図っています。

次に、繰越明許費について、説明します。議案書の88頁をお願いします。第2表繰越明許費は、1款1項JR半田駅前土地区画整理費、事業名は、JR半田駅前土地区画整理事業で、繰越をお願いする金額は、6億1447万4千円であります。これは、区画整理区域内の建物の移転に関わる物件移転補償費と建物の移転後に予定している道路宅地の整理に関わる区画整理工事及びその道路内に水道やガスを移設するための各種占有者に対する工事負担金であり、権利者との調整に時間を要しているため、建物移転や工事などの年度内の官僚が見込めなくなったものであります。市街地整備課資料1

～2ページに物件移転箇所と一覧を添付しており2ページの右の摘要欄に繰越と記載してあるものが繰越をお願いするものでございます。また、資料の3ページから5ページに区画整理工事及び水道工事負担金の繰越箇所として合わせて記載しておりますのでご参照ください。説明は以上です。

○沢田清委員長

説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○中川健一副委員長

工事が大幅に遅れているということですか。

○奥田陽一市街地整備課長

工事は予定通り進んでいます。

○中川健一副委員長

工事が遅れているから、繰越になっているのかと思いましたが、そこをもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。繰越というのは、今年度やるはずであったことを来年度にやるということだから遅れているのかと思ったのですがそうではないのですか。

○奥田陽一市街地整備課長

物件移転補償に関しましては、基本的に1年で事業の完了をすることが難しい内容になっておりますので、基本的には当該年度に契約し、移転者が建物を壊し、そこを明け渡していただくところで完成となるので、その権利者に関しては、引っ越していただいたり、取り壊すという作業が発生しますので、どうしても1年では完成しないということで、一部繰越をする状況が発生いたします。ですので、移転の状況や、その後の工事の進捗は、今のところ計画通り進んでおります。

○中川健一副委員長

計画は予定通り進んでいますが、予算が単年度主義だから2年分予算化できないので便宜的に繰越が発生するという理解でよろしかったでしょうか。

○奥田陽一市街地整備課長

その通りです。

○新美保博委員

JR 半田駅の開発で気を付けなければならないことは、2度と名鉄の高架下のようになってはいけないということです。短い期間でやらなければならないものを15年も20年もかけて行ってしまったことが問題です。そのために知りたいのは、当初の計画と今の進捗状況、計画通り進んでいるのか、遅れている理由は何か、及び今後の予定とそれに付随するお金の動きです。その説明を今後重点的に行うようにしてください。

○奥田陽一市街地整備課長

物件移転補償の関係で移転が進まなかったことにより、事業期間が延びたということです。現在 JR 半田駅の建物移転に関しては、玉突き移転という状態をとっており、一件移動したら、空いたところに一件移動していただくという順番のルールでやっていますが、JR 半田駅に関しては集団的に移動していただくというところで、当然皆さん私どもが計画的に工事をしたいというところで、一斉に動いていただくという手法をとっています。これが今まさに JR 半田駅の沿線から行っていますので、そういった集団移転の手法で、短期的に建物移転をしようという計画で行っていますので、それについては早期に進めていきたいと考えています。現在の建物移転率は令和2年度末までの建物移転状況は、全体の77件のうち、27件契約をいただき35.1%です。私どもは令和7年度までに77件すべてを移転したいと考えていますので、順次計画を進めていきたいと考えています。

○沢田清委員長

新美委員が言われたのは、次からの説明で、手法ではなく、計画と進捗状況を、遅れがないかということを確認するがよいかという話でしたが、それによろしいでしょうか。

○奥田陽一市街地整備課長

そのように対応させていただきます。

○沢田清委員長

ほかにありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまから討論を省略し、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第78号は、原案のとおり可決しました。

次に議案第82号令和3年度半田市水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○大松季也上水道課長

それでは、令和3年度半田市水道事業会計補正予算第3号について補足説明をします。議案書の168から173頁に事項別明細書を記載しておりますが、本日お手元にお配りさせていただいた資料を用いて説明させていただきます。

資料1頁項番1のJR半田駅前土地区画整理事業の進捗に伴う補正について、ご説明をいたします。JR半田駅前土地区画整理事業区域内の水道は、土地区画整理事業に合わせて配水管、給水管の布設替工事を実施しております。資料3ページの図面をご覧ください。左側が当初予算時、右側が今回変更となる整備範囲を示しています。今回の補正は土地区画整理事業の鉄道沿いと区画道路の実整備時期に合わせて、口径75mmから100mmの水道配水管の布設替えに係る3年度分の工事請負費等を減額したいとするものであります。資料1頁の表の説明をします。表中上段の収益的収入支出は、配水管及び給水管の仮設工事、給水管の布設替工事に対する土地区画整理事業特別会計補正予算からの負担金及び工事請負費の減額であります。表中下段の資本的収入支出については、配水本管の布設替工事に対するものであります。次に項番2、下水道会計からの他会計負担金収入、2頁の項番4の人事異動に伴う人件費の増減、これはいずれも職員の給与手当等に関するものであり、人事異動、新陳代謝に伴う増額、減額

です。

2ページ最上部項番3の令和元年台風19号災害復旧事業における職員の派遣に伴う、派遣先からの負担金収入ですが、これは本年度下半期に派遣している職員の給与費相当額を長野県上田市から収入するものであります。

最下段項番5については、これらの変更に伴う税額の再計算による消費税及び、地方消費税の減額であります。補足説明は以上です。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○沢田清委員長

補足説明は終わりました。
ご質疑ありませんか。

○山本半治委員

配水管の変更になった理由をもう一度教えてください。

○大松季也上水道課長

図面の右側が今回変更したいとする内容ですが、鉄道沿いについては先ほど市街地整備課からも説明しました通り、早期に鉄道高架事業との調整上、施工する必要があるということで3年度事業として水道としても整備をいたしますが、その他については建物の移転等に合わせた区画道路の整備ということで時期を考え、3年度からは水道としては外したという内容です。

○山本半治委員

そういった理由をはじめから言っていたら分かりやすいので次からお願いします。

○大松季也上水道課長

そのように努めさせていただきます。

○沢田清委員長

ほかにありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただいまから討論を省略し、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

ご異議なしと認めます。よって議案第 82 号は原案のとおり可決しました。

次に議案第 83 号令和 3 年度半田市下水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○森下雅仁下水道課長

議案第 83 号令和 3 年度半田市下水道事業会計補正予算第 2 号の内容については、人事異動新陳代謝等に伴う、人件費の増額および減額で、水道部長が議場で説明した通りです。なお、資料として、収益低資本的支出別汚水雨水別の概要を添付しております。以上です。

○沢田清委員長

説明は終わりました。ご質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいまから討論を省略し、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○沢田清委員長

ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

ご異議なしと認めます。よって議案第 83 号は原案のとおり可決しました。

次に議案第 85 号半田市手数料条例の一部改正についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○田中賢建築課長

議案第 85 号半田市手数料条例の一部改正について、補足してご説明させていただきます。議案書は、207 頁をお願いいたします。また、本日配布の建築課資料を併せてご覧ください。

今回の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律のうち、長期優良住宅の認定申請の合理化の部分が、令和 4 年 2 月 20 日に施行されることに伴い、手数料条例の一部の改正を同日に施行したいとするものであります。本法改正の趣旨は、民間の機関が、住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて行えるようにすることで、別々に申請が必要だったものを一体申請できるようにし、長期優良住宅の認定手続きの合理化を図るものです。追加資料をご覧ください。2 つの制度などの用語説明を示しています。長期優良住宅認定制度は、作っては壊すスクラップアンドビルド型の社会から、いいものを作ってきちんと手を入れて長く大切に使うストック活用型の社会への転換を目的に、長期にわたって良好な状態で住宅を使用できるようにしていく制度です。また、住宅性能表示制度というのは、見えない住宅の性能を数値化することで、専門知識がなくても、住宅の品質が把握できて、購入する際になどに比較ができるようにする制度です。

ともに民間の登録住宅性能評価機関が、耐震性能や省エネの性能など、同種の審査を行うことから、一体申請を可能にし、合理化を図ります。具体的な手数料条例の変更は、追加資料に改正前と改正後を示す資料をご覧ください。条例の別表第 2 から、該当の部分を抜粋したものでございまして、網掛けがしてある部分が今回の改正を行う箇所となります。下線の部分が一体申請することにより、語句の修正を行う部分、また、必要なくなった申請部分については、枠ごと削除することとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○沢田清委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

○中川健一副委員長

国の法律が変わったから変えたという理解でよろしいですか。

○田中賢建築課長

法律の変更に追従する内容です。

○新美保博委員

一体申請ができることになったことによって、費用は上がるのか。

○田中賢建築課長

実際は民間の機関にそれぞれ申請をしており、それを併せて市の方に提出されるものですので、市の手続きの内容はほとんど変わらないので、金額の変更はありません。

○新美保博委員

それぞれ出していたことが、一体的に出せることになったことによって、金額が安くなるのかと
思ったが、金額は変わらないということですね。

○田中賢建築課長

それぞれ、別々の法律に基づくものであるため、申請はどちらも必要ですが、一体的に出せるようになったことによって、片方に添付する書類が省略できるようになったものです。民間に出されるものについては、手数料については民間ごとに設定があると思います。

○沢田清委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りします。ただいまから討論を省略し、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」との声あり。】

ご異議なしと認めます。よって議案第 85 号は原案のとおり可決しました。

以上で当委員会に付託された議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告については、正副委員長にご一任いただき、また皆さんにお見せするということがよろしいでしょうか。

【「はい」との声あり。】

ありがとうございます。これにて、建設産業委員会を閉会します。

閉会 11時05分